

東吾妻町告示 第 35 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、次のとおり字の区域を変更する。

この処分は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定による国土調査の成果の認証の日からその効力を生ずるものとする。

平成19年 4月 1日

東吾妻町長 茂木 伸



大 字	字	地 番
原 町	上之町	638-1、640-2、641-2、644-1 659-2、659-5、659-6

上記区域（同区域に隣接する水路を含む）を大字原町字御殿に変更する。

大 字	字	地 番
原 町	御 殿	662-2から5、663-2、663-4から7

上記区域（同区域に隣接する水路を含む）を大字原町字下之町に変更する。

大 字	字	地 番
原 町	御 殿	676-2の一部、676-3、676-5、 692-3の一部、692-6の一部、 692-7の一部

上記区域（同区域に隣接する水路の一部、道路の一部を含む）を大字原町字上之町に変更する。